

7 保険料設定に関するスケジュールについて

1. 制度改正に伴う保険料設定の見直しについて

来年4月より第3期介護保険事業計画が実施されることから、各市町村においては、次期事業運営期間における介護給付費の見込みから求められる保険料収納必要額を確保することができるよう保険料の設定を行い、その徴収を行うこととなる。

さらに、今般の介護保険制度の改正においては、現行第2段階の細分化や課税層の弾力的な設定を可能とすること等を含めた見直しを行うこととしているところ。

2. 第3期保険料の設定について

各市町村において第3期保険料の算定作業を行うこととなるが、その際に必要となる諸係数の項目については、次にお示しするとおり。

○第2号被保険者負担率

○財政安定化基金拠出率

○保険料の収納下限率

○国庫負担金等の算定の基準となる単価

○基準所得金額

○後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別加入割合補正係数に係る数値

※基準所得金額等の決定に必要な調査等については標本調査とし、早急に実施することを検討している。

これら各諸係数についても、その算定に必要なデータの集計等が完了次第、早期にお示しするとともに、各市町村において次期保険料推計を行うことができるよう、ワークシート（Excel 版）の配布を9月中を目途に予定している。

※保険料を設定する際の税制改正の影響について

今般行われた税制改正については、介護保険料を設定する上で少なからず影響を与えることとなることから、それらの影響を反映した保険料設定を行うことができるよう、その影響の程度について現在検討中である。

市町村の事業状況に関する報告義務について

1. 現行制度及び改正の趣旨

厚生労働大臣及び都道府県知事は、介護保険法第197条第1項にもとづき、介護給付費情報の状況報告等、市町村における事業の実施状況に関する必要な報告を徴収しているところである。

各保険者の介護保険関係データは、全国民の貴重なデータであり、介護保険制度を適正に運営するためには、介護保険サービスを受けたことによる要介護度の改善状況などその評価を適切に行っていくことが重要である。また、各保険者の介護保険関係データを全国又は都道府県で集計し、その平均像と対比することにより、各保険者における介護保険の現状について、適切に政策評価を行うことが重要である。

こうした観点から、今般の介護保険法の改正に際し、各保険者の実施状況について、報告を求める意義及び重要性を明確にしたものである。
(平成18年4月施行分)

2. 改正の内容

○介護保険法 (平成18年4月施行後)

(報告の徴収等)

第197条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、保険給付の効果に関する評価のためその他必要があると認めるときは、その事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

2～4 (略)

第197条の2 市町村長は、政令で定めるところにより、その事業の実施の状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(1) 第197条第1項

第197条第1項の改正の趣旨は、上記1. のとおりであるが、とりわけ介護予防に関する制度見直しについては、国において適切、効果的な介護予防サービスの展開を進める必要がある。このための介護予防サービスの評価、効果の測定は極めて重要であり、その効果測定指標を的確に設定していくためにも、各保険者からの事業の実施状況に関する報告は不可欠である。今回の本規定の改正は、各保険者の介護保険関係データが介護保険制度に基づき集積される国民の共有財産であり、その有効活用によって、よりよい介護保険

制度の運営を目指すものである。

また、個人情報保護法との関係を明確にする観点から、保険者における介護保険事業の実施状況に関する報告の重要性及びその意義を法律上規定したものである。

(2) 第197条の2

介護保険関係データの重要性に鑑み、老人保健法、国民健康保険法と同様の事業状況の報告義務規定を追加したものである。